

広情個審第64号

令和4年3月15日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年8月17日付け広監第113号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第333号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和2年8月17日付け広監第113号の諮問事案（諮問第333号事案）

令和2年2月11日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同月26日付け広監第230号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年4月8日付け審査請求

1 審査会の結論

本件部分開示決定のうち、質問者である団体（以下「本件団体」という。）の名称、代表者の役職・氏名及び2019年（令和元年）12月11日付けの質問書（以下「質問書」という。）の内容は開示すべきである。

なお、その他の不開示とした情報について、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

開示すべき部分の非開示を取り消し、開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 開示しない部分のうち、広島市情報公開条例（平成13年条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号に該当の部分について異議はない。異議があるのは、「質問書の内容」の部分である。

イ 実施機関は、質問書の内容を非公開とした。その理由は、「法人等に関する情報であって、法人等の社会的な地位を害すると認められるものがあるため」である。

つまり、質問書の内容を公開すると「社会的地位を害する」ので非開示とする、というものである。

その質問書の内容を読むと、これを公開したところで、「社会的地位を害する蓋然性がある」とは、社会一般では考えないと思う。それは、請求人だけの思いではなく、請求人が確認した

人は同じ思いであった。

法令の解釈はそうではないのかもしれないが、一般人にはその法的解釈を分かりやすく説明してもらわなければ理解できない。

請求人は、実施機関が特定した文書のうち、質問書の内容は開示するべきであると考えていることから、審査請求を行う。

ウ 質問書には、今までの質問書同様、公開しても社会的地位を害することはないので開示請求があつたら公開すること、また、個人情報を除いて自ら公開することもある、ということが記載されている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

対象公文書のうち、本件団体の名称、代表者の氏名・住所・印影等及び質問書の内容を条例第7条第1号又は第2号に該当するため不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号について

質問者の個人情報のうち、氏名等の特定の個人を識別することができるものについては、これを不開示とした。

(2) 条例第7条第2号について

ア 質問書等には、法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものがあるため、これを不開示とした。

イ 質問書に記されている情報のうち、前記アの法人その他の団体に関する情報以外の情報については、質問者の主張が記されているため、匿名の作文のように、特定の法人その他の団体を識別することはできないが公にすることにより法人その他の団体の社会的な地位を害すると認められるものがあるため、これを不開示とした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、①本件団体の名称、②代表者の役職・氏名・住所・印影及び③質問書の内容である。

本件不開示部分の不開示事由の該当性について、以下、検討する。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、同条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

(4) 条例第7条第1号の該当性について

ア 代表者の住所及び印影について

(ア) 本件不開示部分のうち、代表者の住所（以下「本件住所」という。）及び代表者の印影（以下「本件印影」という。）は、いずれも当該情報により又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報である。

このため、本件住所及び本件印影は、条例第7条第1号の「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（以下「個人情報」という。）に該当する。

(イ) もっとも、本件住所及び本件印影は、本件団体の住所及び印影でもあり、法人その他の団体の行為に関する情報に該当することから、個人情報には該当しないと判断する余地はある。

(ウ) この点、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないことから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。

そして、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人に関わりのあるものであることは否定することができない。

そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報」に含まれるというべきである。

(エ) もっとも、条例第7条は、第1号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、第2号において「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報とをそれぞれ異なる種類の情報として不開示事由を規定している。

これらの規定に照らせば、条例においては、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての不開示事由が規定されているものと解するのが相当である。

(オ) ただし、条例第7条第1号に該当する場合でも、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」（条例第7条第1号イ）に該当する場合は、不開示とはならない。

(カ) そこで、前記(ウ)から(オ)までを踏まえて本件印影についてみるに、本件団体は任意の団体であって、本件印影を団体の印影として登記又は印鑑登録をしている事実は認められない。

また、本件団体がホームページ等で本件印影を一般的に検索が可能な状態にしているといった事実も認められない。

さらに、本件印影がなければ、本件団体が本件団体としての行為をすることができないといった事情も認められない。

以上のことからすれば、本件印影は、本件団体の重要な情報として用いられたり、広く公開されたりしているとはいえ、本件団体の行為として行われたことを証するものとまではいえない。

したがって、本件印影は、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報とはいえないことから、条例第7条第1号に規定する個人情報として捉えることが適当である。

なお、本件団体の代表者が、本件印影を公にすることについて同意しているとは認められないことから、本件印影は条例第7条第1号ただし書イの「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」には該当しない。

(キ) 次に、本件住所についてみるに、住所は個人の居所となっていることが多く、居所でない場合も、個人の財産に関する情報として、重要な情報である。

本件住所はインターネット検索により閲覧できる状態となっているが、検索が可能となっている事情としては、本件団体のホームページに本件住所が記載されていることや、本件団体のメンバーが広島市議会において述べた本件住所が議事録に記載されていること等がうかがえる。

しかしながら、本件団体のホームページを見ても、本件団体は本件住所を広く知らしめる目的で記載したのではなく、本件団体の住所として形式的に記載した結果、本件住所が露見しているにすぎないと認められる。また、広島市議会における本件団体のメンバーの発言も、同様とみられる。

以上のことから、本件住所は、本件団体のみの住所としては捉えられず、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報とはいえないから、条例第7条第1号に規定する個人情報として捉えることが適当である。

なお、本件住所所在の建物の所有者は明らかではないが、当該所有者が本件住所を広く公開しているとの事情は認められないことからすれば、本件住所は条例第7条第1号ただし書きの「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」には該当しない。

イ 代表者の氏名について

(ア) 本件不開示部分のうち、代表者の氏名は、当該情報により又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報である。

(イ) しかしながら、本件団体は代表者を定めて、名称のほかにその氏名も掲げながら活動していることを踏まえると、代表者の氏名は、前記アの(ウ)及び(エ)の判断基準に従えば、本件団体の代表者としての情報であり、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえる。

(ウ) そうすると、代表者の氏名は条例第7条第2号の該当性が問題となるため、開示・不開示については、後記(5)で判断する。

ウ 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、本件印影及び本件住所は、条例第7条第1号に該当するため、本件印影及び本件住所を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 条例第7条第2号の該当性について

ア 団体名、代表者の氏名及び役職について

本件不開示部分のうち、団体名、代表者の氏名及び役職については、本件団体が法人その他の団体として行う行為に関する情報であって、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報である。

そして、いずれについても、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位

その他社会的な地位を害するとは認められない。

よって、団体名、代表者の氏名及び役職は、条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

イ 質問書の内容について

(ア) 本件不開示部分のうち、質問書の内容について、実施機関は法人その他の団体に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものがあるため、また、質問書に記されている情報のうち、法人その他の団体に関する情報以外の情報については、質問者の主張が記されているため、匿名の作文のように、特定の法人その他の団体を識別することはできないが、公にすることにより法人その他の団体の社会的な地位を害すると認められるものがあるため、これらを不開示とした旨主張する。

(イ) しかしながら、当審査会が見分したところ、質問書の内容には、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の社会的な地位を害すると認められるものは記載されていない。

また、質問書の末尾には「情報開示請求等があった場合には、全面公開してください」とあることから、公にすることにより、団体にとって不利益になるとも考え難い。

(ウ) よって、質問書の内容は、条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

ウ 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、団体名、代表者の氏名、役職及び質問書の内容については開示すべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2 ・ 8 ・ 1 7	広監第 1 1 3 号の諮問を受理 (諮問第 3 3 3 号で受理)
R 2 ・ 1 1 ・ 1 7 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 2 ・ 1 2 ・ 1 5 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 1 . 2 6 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 2 . 1 6 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 3 . 2 3 (第 5 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 4 . 2 7 (第 6 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 5 . 1 8 (第 7 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 6 . 2 9 (第 8 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 7 . 2 0 (第 9 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 8 . 1 7 (第 1 0 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 1 1 . 9 (第 1 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 3 . 1 2 . 2 1 (第 1 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4 . 1 . 1 8 (第 1 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4 . 2 . 1 5 (第 1 4 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
古 川 竜 彦	中国新聞社論説副主幹
松 田 健之介	弁護士